

令和2年度第1回障害者地域自立支援協議会 地域生活支援専門部会検討内容

1 実施状況

第1回 令和2年9月4日（金）

- (1) 令和2年度自立支援協議会各専門部会の検討事項について
- (2) 本富士地区地域生活支援拠点実績報告について
- (3) 緊急時の対応及び生活体験について

第2回 令和2年12月4日（金）

- (1) 駒込地区の特色・成り立ち等について（第3回親会にて報告予定）

2 内容総括

- (1) 令和2年度自立支援協議会各専門部会の検討事項について

令和2年度の地域生活支援専門部会の検討事項については、令和3年度に新たに地域生活支援拠点を設置する駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。検討事項については、第2回、第3回において具体的に検討する。

- (2) 本富士地区地域生活支援拠点実績報告について

① 地域生活支援拠点業務実績

1か月平均の相談件数が令和元年度10月から3月と比較すると令和2年度4月から7月は2倍以上に増えている。

② 相談支援の事例2つ

（事例1）精神障害の男性と要介護者の母親の事例。地域包括支援センターより精神的な落ち込みがあった男性について拠点に相談があった。地域包括支援センターやケアマネージャーと連携を取り、本人と面談を重ねたところ、不安が解消し、社会復帰に向けて就労継続支援B型事業所に通所することができた。地域包括支援センターでは介護者に相談に来られても対応が難しく、介護者の男性については拠点に繋ぐことができたので、うまく役割分担できた事例である。

（事例2）基幹相談支援センターから紹介された親子の事例。母親の生活相談を開始してからヘルパーの導入も試みたが、マッチングに至らなかった。母親との関係が悪化する時期もあったが、その後も基幹相談支援センターからアプローチがあったこともあり、現在は電話などの相談によりつながっている。拠点と基幹相談支援センターで役割分担することで関係を継続できた事例である。

③ Re なでしこ元町

週に1回程度、オープンスペースなどの場所をつくって、相談や交流ができるような居場所にするを想定。7月から正式に稼働しているが、新型コロナウイルスの影響で催物が開催できていないことについて今後どうしていくか検討中。

④ 委員からの主な意見

- ・（事例1）について。男性から地域包括支援センターに相談があった時には、地域包括支援センターは母親の相談窓口であるが、男性の相談窓口となる拠点が本富士にあることを紹介できた。拠点がなければ基幹相談支援センターや文京区に繋いでいたが、時間がかかったり、連絡が取りにくかったと思われるので、拠点ができたことによって気分が落ち込んだ時に電話したり、拠点に行ってみるといことができるので、拠点の存在は大きかった。
- ・（事例2）について。男性がよく拠点に来てくれて、職員と話をした上で就労支援センターと一緒にいくということもあった。やはり近くに拠点があるということが利用のしやすさに繋がっており、地域に拠点があることのメリットかと思う。

(3) 緊急時の対応及び生活体験について

緊急時の対応の事例2つ（①、②）と生活体験の事例（③）

- ① 緊急時対応の統合失調症の女性の母親が入院した事例。母親のケアマネから地域包括支援センターに問い合わせがあり、地域包括支援センターから基幹相談センターに連絡があった。ケアマネが本人の受診に同行し、主治医と相談して任意入院につながられるか考えていたが、事前に何か利用できるサービスがないかという問い合わせだったとのこと。本人はなんとか自宅で生活したいとのことで、経過を見るようにしている。主な介護者が亡くなったり、入院して不在となることで緊急対応となった場合、どのような状況であれば在宅で安心して暮らせるか、緊急時的な利用の方法が取れるか考えていくための事例。
 - ② 緊急時対応の知的障害の男性とその母親の事例。主な介護者である母親がいずれ入院する必要があると、不在になることが予想されている。そういった場合、緊急一時的に預かる先が必要になってくるため、その前に生活体験などの形で少し家から離れて暮らす場所の利用も検討できる事例。
 - ③ 生活体験の躁うつ病の女性と同居しているその姉の事例。本人は以前他区で一人暮らししていたが、数年前から姉と同居している。姉は本人に自立してほしいとのことで介護保険サービスの利用前に何か利用できるサービスはないかという相談があった。現在はヘルパーが週に1回来て買い物、掃除を手伝っているが、生活上のどこに不安とか心配があるか職員と一緒に確認していくことができれば、また別々に一人暮らしすることも考えられる。
- ④ 委員からの主な意見
- ・ 緊急時の受入れもアパートの二部屋を借りてやっているだけなので、本質的な意味での緊急対応となると現実的にやはり難しいところもある。緊急時に受け入れるしかりとした箱物の不足感を覚えた。

【資料第4号】

- 障害福祉サービスのショートステイであると、相談支援専門員がサービス等利用計画を立てて計画を調整していくことになると思うが、拠点機能としてショートステイをやっていく場合、誰が計画を立てる役割を担うのか、基幹相談支援センターや拠点がイメージづくりしていく必要がある。
- 緊急時ショートステイについては緊急的な事由が消滅するまでという記載が要綱に入っているため、長期化することもある。
- ショートステイの期日もある程度決めておき、期日を過ぎた場合は家族や本人にアセスメントを行い、これからどうしていくか検討していくための説明を行うようにすれば見通しがついていくのではないかと。